

Q&A マニュアル

Q1 雇用率、社会貢献から障害のある人の雇用を考えています。どこに相談すればいいですか？

A 一般的な採用は、ハローワークに障害者求人申し込みをすることになります。また、県内各地で開催される障害者就職面接会に参加する方法もあります。障害者就職面接会は、就職を希望する障害者と求人事業所が一堂に会して行う合同面接会のことです。障害者就職面接会に参加を希望する際は最寄りのハローワークにご相談ください。また各圏域の働き・暮らし応援センターも相談に応じてくれます。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

Q2 いきなりの雇用では不安があります。実習などの制度のことを教えてください。

A 職場適応訓練、トライアル雇用、トライワーク推進事業、振興センターが実施している知的障害者介護技能等習得事業のステップアップ研修(※)などの制度があります。詳細は各機関にお問い合わせください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)

※ステップアップ研修・・・研修修了者を対象に、高齢者施設等の協力を得て行う職場実習。実習期間は 30 日程度。実習奨励金の支給あり。

Q3 障害のある人の面接に関する経験がありません。何か良い方法がありますか？

A 面接においては、本人も緊張などからうまく自分のことが伝えられなかったり、正しい自己理解ができていない場合があります。障害のある人が所属している作業所や関係機関に同席してもらい、色々聞きながら面接を進める事も出来ますので、その場合は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 作業所(雇用対象者が作業所に所属している場合)

Q4 短期での実習では不十分だという声も聞いていますが、長期の実習の可能性はありますか？

A 確かに障害のある人の力を把握したり、しっかりした関係を築くには長い時間がかかる場合もあります。制度としての長期実習はありませんが、その人に合った支援方法を考える必要がありますので、その場合は関係機関と雇用形態などについて協議してご検討ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)



Q5 特別養護老人ホーム（大規模）での雇用を考えていますが、どのような仕事内容がありますか？

A 仕事内容は人それぞれで、その人に合った仕事を実習などの期間にマッチングさせる場合が多いです。下記は特別養護老人ホームで働いておられる方の業務内容の例です。繰り返しになりますが、もちろんこのような内容以外の仕事もされている方もおられます。関係機関との協議や他の施設の業務内容などを参考にし、雇用される方に合った業務内容を決めて頂けたらと思います。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

- 9:45 出勤
- 10:00 清掃作業(おとしよりの部屋、廊下などの共有スペースのモップ掛け・ゴミ集め。部屋数が多いので多いのなかなか大変！)
- 12:00 食事介助(担当のおとしよりの食事介助をしています！)
- 12:30 昼食(担当のおとしよりの食事介助が終われば、同じ食堂で昼食。おとしよりと楽しそうに話している。)
- 13:30 清掃作業(午前中の続き。)
- 15:00 おやつ(テーブル拭き。お茶だし。)
- 15:30 送迎準備とお見送り(おとしよりの荷物を玄関まで運んで見送る。)
- 16:00 退勤

Q6 小規模デイサービスでの雇用を考えていますが、どのような仕事内容がありますか？

A 大規模同様、仕事内容は人それぞれです。下記をご参考の上、実習等でのマッチングをお勧めします。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

- 8:45 出勤
- 9:00 朝礼・掃除機がけ
迎え入れ(到着された方の帽子、上着を預かりハンガーにかける。手洗い・うがいの誘導。)
お茶出し
タオルたたみ(おとしよりと一緒にタオルをたたむ。)
清掃(晴れの日はおとしよりと玄関先の掃き掃除。)
- 10:45 体操(イスを持ってくるなどの準備。体操の声だし、一緒に体操。)
- 11:45 昼食準備(テーブルを拭く。おしぼりを準備する。座札を並べる。箸置き、箸を並べる。)
- 12:00 昼食(職員もおとしよりもみんなで昼食。)
片づけ・歯磨き指導(食器などをおとしよりと一緒に片付ける。洗面所の空き具合を見て、歯磨きの声かけ。)
- 13:45 清掃、洗い物等(洗面台の掃除をする。おとしよりと湯飲みなどを洗う。片付ける。)
- 14:00 レクリエーション(レクリエーションと一緒に参加する。困っていそうな人がいれば側にいる。)
- 14:45 退勤(一緒におやつを食べて帰るときもある。)

Q7 障害のある人を雇用するにあたっての職員の不安はどうしたらいいですか？

A 障害のある人と一緒に働くことに対して不安を抱かれる方も少なくありません。障害のある人と一緒に働くことをイメージしてもらえるように、事業所見学を行ったり、スタッフ研修には関係機関からの出前講座も行います。詳細は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)

Q8 障害者の賃金等の労働条件はどのように設定されていますか？

A 給与は、就業規則や給与規定に基づき公正に支給するのが原則です。給与体系を新たに定める場合は、他のスタッフとのバランスを考慮し、透明性があり、事業所・本人の双方にとって納得のいく設定が出来るように十分に話し合うことが重要です。お困りの場合はハローワークにご相談ください。

なお、障害のある人を雇用する場合も、他の労働者と同様に最低賃金法の適用を受けます。

場合により※最低賃金の減額の特例許可を労働基準監督署に申請している事業所もありますが、単に障害があるというだけでは許可されません。

賃金は本人の就労へのモチベーションに繋がっています。緩やかでもよいので他の労働者同様、賃金のステップアップをお願い致します。

その他の労働時間数においては短時間の労働にするなど、本人の状態に合わせて設定をしている事業所もあります。ハローワークや働き・暮らし応援センターなどの関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 労働基準監督署
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀高齢・障害者雇用支援センター(P.28)

※最低賃金の減額の特例許可

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

Q9 (障害のあるスタッフの)雇用を考えています。助成金があると聞いたのですが、本当ですか？

A 障害者雇用率を達成していない企業から納付金を徴収し、その納付金を財源とした障害者雇用調整金、奨励金、および各種助成金制度が設けられています。滋賀労働局、ハローワークにお問い合わせください。

こちらにご相談ください

- 滋賀労働局
- ハローワーク(P.26)

Q10 (障害のあるスタッフを)雇用をするにあたって、ハローワークに提出する書類の書き方がわかりません。仕事内容をどのように書けばいいですか？

A 障害のある人にどのような仕事ができるのか？確かに障害種別や性格等により様々です。求人の仕事内容をどう書けばよいかわからないとのことですが、主にしてほしいと思われている仕事内容を記載していただき、面接時等で相談が出来る旨を書いておいて頂ければ、ご本人との面接や、実習で仕事内容を決めていくことが出来ます。これまで就労されている方は、主に清掃のお仕事をしながら、レクリエーションの補助や、配膳下膳の補助等をされている方が多いです。そして多くの方が、実習で本人の力を見てもらいながら仕事内容を決めてもらっています。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q11 (障害のあるスタッフを)雇用するにあたって、マニュアルを作成しようと考えています。どういふものを作ればいいですか？

A 雇用に向けて準備をして頂き、ありがとうございます。マニュアルは、本来、統一されているものであり、マニュアルがあることで働きやすい方ももちろんおられます。しかし、障害のある人にももちろん個性があり、障害種別、性格などによりそのマニュアル通りに動けないこともあります。雇用をされる障害のある人の個性を知ってもらった上で作成にあたっては関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

Q12 交通の利便性に欠けたところに施設があります。通勤手段に困り、雇用に踏み切れません。

A 障害のある人は、車、バイクの免許を持っていない人が多いです。どうしても通勤手段が困難な場合、バスの時間に合わせた勤務時間を組んで頂いたり、施設の送迎バスに同乗させてもらっているという事例もあります。個別の相談は関係機関にご相談ください。



こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q13 障害のあるスタッフに退職してもらおうかと考えています。ですが、障害のある人のその後が心配です。ないか良い方法はありませんか？

A 障害のあるなしは関係なく、同一の事業所で働き続けることが難しいことはもちろんあります。これまでの方でも転職や作業所に再度所属される方もおられます。事業所だけで悩まず、関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 作業所

Q14 保育園でも(障害のあるスタッフを)雇用出来ますか？またどのような仕事が可能ですか？

A 関係機関からの就労情報をもとに 2011 年に 4 カ所の保育園への聞き取り調査を行いました。

業務内容として清掃業務を担当しておられる方が多かったのですが、調理を担当されている方もおられました。介護現場では、直接業務となるおとしよりへの身体介護を担当している人もいましたが、保育園で園児と直接関わる保育補助的な仕事をしている人は、今回の調査では残念ながらおられませんでした。その理由として、園児はおとしよりと違い行動が早くて範囲が広く、また即時に判断が必要な業務が多いからだとの報告がありました。ですが、まったく関わりがないわけではなく、あいさつなどの日常会話などはしているようです。

また、今回の調査対象の 4 カ所中、3 カ所の保育園が※「入所児童(者)処遇特別加算制度」を活用しておられました。この制度の詳細は下記に記しますが、この制度を活用している保育園はまだ少ないようです。保育補助的な業務は難しくとも、洗濯、清掃、厨房等周辺業務も多いので、障害のある人にも十分に就労は可能であると考えられます。

下記は調査対象の保育園から伺った業務内容です。もちろん、保育園により仕事内容は異なりますが、ご参照頂き、ぜひとも雇用をご検討いただけたら幸いです。

- 8:45 出勤
- 9:00 清掃(職員室の掃除機、ゴミ捨て、ごみ袋替え、遊戯室のモップ掛け、畑の草むしり)
- 12:00 お昼休憩(給食を職員室で食べる)
- 12:40 手洗い場の清掃
庭の草むしり
廊下の清掃(モップ、ほうき、ちりとり)
- 15:00 休憩
- 15:20 玄関周りの清掃(竹ほうき)
- 16:00 退勤

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

※入所児童(者)処遇特別加算費制度の概要(詳細は市町の担当課にお問い合わせ下さい。)

- ・ 対象となる社会福祉施設において、高齢者等の就職困難者(障害者を含む)を非常勤職員として雇用した場合に、施設の運営費(措置費)に一定の額の加算がされる制度。
- ・ 対象となる社会福祉施設は①私立認可保育所②養護老人ホーム③経費老人ホーム
保育所については「次世代育成支援対策交付金対象事業」か「特別保育事業」のいずれかを実施している保育所。
- ・ 年間総雇用時間数が 1,200 時間以上であれば 1,016,000 円の加算(25 年度)



Q15 (雇用している)障害者スタッフは、主に清掃等の業務についていますが、一人で複数の業務をこなすことが出来ません。対処法はありますか？

A 知的障害のある人は、複数の指示をこなしていく事が難しい人が多いです。多くの事業所でも、1つ終われば次の指示を出して頂いているパターンが多いです。また、日々の仕事を順番に記載していただき、終わったらチェックをして確認しながら作業の指示を下さっている事業所もあります。口頭での説明よりも視覚的な説明の方が理解される人もいます。また、アンケート調査や聞き取り調査から、担当者をつけるとうまくいったという声もありました。また、一人の担当者ですと、お休みされる時もありますので、「今日のわからないことはこの人に聞く！（例えばその日のリーダーさん）」ということをやっている事業所もあります。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q16 (雇用している)障害者スタッフは、雇用当初はまじめに業務をこなしていましたが、決められた業務をこなすことが出来なくなったり、業務以外の他のことで時間を潰すことが多くなってきました。対処法はありますか？

A 決められた業務をこなすことが出来なくなったり、業務以外の他のことで時間を潰すようになってしまうことは障害があるなし関係なくよくあることですが、本人に対しての目標を立てていただいたり、繰り返しの指示や確認をお願いいたします。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q17 本人は「わかった」と言うのですが、指示通りに動くことが出来ません。

A 言葉での理解が難しかったのかもしれませんが。軽度の知的障害の人でも、「わかった」と本人が言っても実は理解できていないこともあります。日々の仕事を順番に記載して、チェックをして確認しながら次の指示を出していただくことも有効かもしれません。また、外部ジョブコーチ等の支援も有効になるかもしれないので、関係機関等にご相談頂けたらありがたいです。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q18 (障害のあるスタッフも)他のスタッフと同じ内容の仕事をやってもらっていたのですが・・・。よかったのでしょうか？

A もちろん、同じ仕事をされている人もたくさんいます。ただし、本人の能力にもよります。介護事業所で働いている多くの障害のあるスタッフが、実習を経て雇用に結びついています。この実習の期間に本人の適正を見極めて下さった事が雇用に結びついているのだと思いますが、軽度の知的障害のある人の場合、理解出来るように思っても実は理解出来ない、と言う声もよく上がっています。「出来る！」と本人が答えていても、実は難しいと思っていることも多々あるので、関係機関とともに能力の見極めをしていく必要はあると思います。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q19 経験のなさもありますが、適切な言葉遣いが出来ないようです。

A この声は多くの事業所から挙げられていました。就労に伴うルールやマナーは言葉遣いだけに限りませんが、繰り返し教えていただく必要はあると思います。また、本人からも言葉遣いがわからないという声も上がっていたので、研修等で接遇マナー等の講座も実施しています。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q20 本人(障害のあるスタッフ)も事業所としてもスキルアップを求めています。障害のある人でも参加できる研修はありますか？

A 2012 年度から、街かどケア滋賀ネットが「障害のある人を対象とした 介護・保育の場で働く人に対するスキルアップ研修」を実施しています。2013 年度研修は 3 日間にわたり、掃除や接遇マナーに等について学びました。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q21 認知症を抱えるおとしよりから、(障害のあるスタッフが)厳しい言葉をかけられているときがあり、本人が落ち込んでしまいます。どう対応すればいいですか？

A (障害のあるスタッフに)認知症の説明を繰り返し伝えることは必要になると思います。すぐに理解することは難しくても、関わりの中で徐々に接し方を学んでいかれることが多いです。

また、街かどケア滋賀ネット実施する「スキルアップ研修」や働き・暮らし応援センター等が実施する在職者交流会に参加することで障害のある人も悩みの共有が出来るかもしれません。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q22 (障害のあるスタッフが)てきぱきと仕事をするのが難しく、障害のないスタッフから批判を受ける時があります。でも、おとしよりの雰囲気作りはとてもうまく、私は(施設長)はそこを評価しているのですが、なかなか他のスタッフには伝わりません。どうしたらいいですか？

A 障害があるスタッフは、てきぱき仕事をするのが難しい方も多いです。ですが、おっしゃるように雰囲気作りがうまい方が多いです。忙しい中で、てきぱきした仕事を求めてしましますが、おとしよりにとってはゆったりした雰囲気を好まれている方もおられます。

ある事業所は「障害のある人をチームで支えることで事業所全体の雰囲気がよくなった。」と言われています。この Q&A のルボもご参照のうえ、皆で認め合える職場を作ってください。必要があれば関係機関からの出前講座も提供いたします。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)



■ **Q23** 私生活の乱れから翌日の勤務に支障が出てきました。対処方法がありますか？

A 雇用事業所に生活支援までして頂くのは、負担がかかりすぎるので、各圏域の働き・暮らし応援センター、生活支援センターにご相談されることをお勧めします。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 障害者生活支援センター

Q24 障害のある人を雇用しているのですが、担当をしてくれている職員が悩みを抱えているようです。話を聞くようにはしているのですが、うまく声をかけることが出来ません。何か良い解決方法がありますか？

A 2012年度から「介護・保育の場で働く障害のある人の就労支援 職場で支える障害者就労研修会(内部ジョブコーチ研修)」を行い、現場のスタッフの想いも伝わってきました。

街かどケア滋賀ネットでは2014年度も現場スタッフに対する研修も企画しております。ぜひともそういった場にもお越しいただき、他事業所や関係機関と想いを共有していただくとう解決方法も出てくるかもしれません。

こちらにご相談ください

- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

内部ジョブコーチ研修の
参考資料は P.19

Q25 養護学校を卒業した人が働いており、介護の資格を取りたいと言っています。どうしたらいいですか？

A 資格を持たずに働いておられる方もたくさんおられますが、どんな仕事なのかも含めて勉強したい場合は滋賀県社会就労事業振興センターが実施されている「知的障害者介護技能等習得事業」を受講して下さい。「知的障害者介護技能等習得事業」の案内は、働き・暮らし応援センターや市町の福祉担当課、作業所、特別支援学校(養護学校)、ハローワーク等に配布されますのでご確認ください。「知的障害者介護技能等習得事業」では居宅介護従業者養成研修3級課程を受講することができます。

また、民間の初任者研修を受けたい場合は滋賀県医療福祉推進課にお問い合わせください。 ➡TEL 077-528-3522

※ホームヘルパー2級相当の研修が初任者研修に変わりました。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 市町の福祉担当課(P.29)
- 作業所 ● 特別支援学校(P.28)
- ハローワーク(P.26)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q26 障害のあるスタッフを雇用しているのですが、悩みを持っているようです。こちらから聞いてもあまり話してくれないのですが、解決策はありますか？

A 働く中ではいろいろな悩みが出てくると思います。事業所からお声掛け頂くことはありがたいことですが、周りに応援団がいることを伝えてあげてください。

詳細は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 作業所(雇用対象者が作業所に所属している場合)